



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

会 計 課

規 則

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第31号

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（証紙の売渡し） 第8条 略 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認めるときは、売りさばき人に対し、会計課長が保管する証紙の売渡しを行うことができる。この場合において、売りさばき人は、会計課長に売りさばき人証を提示のうえ、証紙売渡申請書（様式第11号）を提出して現金払込書（長崎県財務規則様式第10号）により証紙の額面金額に相当する現金を納入し、証紙の交付を受けるものとする。 （売りさばき手数料） 第9条 略 2 及び 3 略 4 知事は、前条第2項の規定により証紙の売渡しをするときは、繰替払通知書（長崎県財務規則様式第29号）を会計管理者に送付するものとし、会計管理者は、第2項の規定により繰り替えて支払いをしたときは、繰替払済通知書（長崎県財務規則様式第31号）を知事に送付しなければならない。	（証紙の売渡し） 第8条 略 （売りさばき手数料） 第9条 略 2 及び 3 略

様式第11号を次のように改める。
様式第11号（第8条関係）

証紙売渡申請書

令和 年度歳入 証紙収入				長崎県（会計課）					
納入 金額		千	百	十	万	千	百	十	円
種 類	数 量	金 額		種 類	数 量	金 額			
円	枚	円		円	枚	円			
5				700					
10				800					
30				1,000					
50				2,000					
100				3,000					
200				5,000					
300				10,000					
400				30,000					
500									
上記のとおり証紙の売渡しを申請します。 売りさばき人（管理番号：__ __ __ __） 住 所： 氏 名： 令和 年 月 日 長 崎 県 知 事 様									
売りさばき手数料		円		差引納入額		円			
上記のとおり売りさばき手数料を差し引いて納入のうえ、申請した証紙を受領しました。 売りさばき人 住所： 氏名： 令和 年 月 日 長 崎 県 知 事 様									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト